

改正案

現行

| | |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 「金融指標等先物契約」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十八条</u>に規定する有価証券指数等先物取引、<u>同条第十九項</u>に規定する有価証券オプション取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）、<u>同条第二十項</u>に規定する外国市場証券先物取引（<u>同条第十八項</u>に規定する有価証券指数等先物取引及び<u>同条第十九項</u>に規定する有価証券オプション取引に類する取引に限る。）、<u>同条第二十二項</u>に規定する有価証券店頭指数等先物取引、<u>同条第二十三項</u>に規定する有価証券店頭オプション取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引及びこれに類する取引に限る。）、及び<u>同条第二十四項</u>に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引並びに金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同条第四項第二号</u>に掲げる取引又は<u>同項第三号</u>に掲げる取引（<u>同号口</u>に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。）、に該当するものに限る。以下こ</p> | <p>(定義)</p> <p>第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 「金融指標等先物契約」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第十四条</u>に規定する有価証券指数等先物取引、<u>同条第十五項</u>に規定する有価証券オプション取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）、<u>同条第十六項</u>に規定する外国市場証券先物取引（<u>同条第十四項</u>に規定する有価証券指数等先物取引及び<u>同条第十五項</u>に規定する有価証券オプション取引に類する取引に限る。）、<u>同条第十八項</u>に規定する有価証券店頭指数等先物取引、<u>同条第十九項</u>に規定する有価証券店頭オプション取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引及びこれに類する取引に限る。）、及び<u>同条第二十項</u>に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引並びに金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第四条</u>に規定する金融先物取引（<u>同項第二号</u>に掲げる取引又は<u>同項第三号</u>に掲げる取引（<u>同号口</u>に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。）、に該当するものに限る。以下この号において同じ。</p> |
|--|--|

の号において同じ。）、同条第五項に規定する店頭金融先物取引（同項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引（政令で定めるものに限る。）に類する取引に限る。）及び同条第九項に規定する海外金融先物市場において行われる同項に規定する取引所金融先物取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

十五・十六（略）

2（略）

（対内直接投資等の定義）

第二十六条（略）

2 対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社（次号及び第三号において「上場会社等」という。）の株式の取得を除く。）

二 七（略）

（資本取引の報告）

第五十五条の三（略）

2 銀行等、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条

）、同条第五項に規定する店頭金融先物取引（同項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引（政令で定めるものに限る。）に類する取引に限る。）及び同条第八項に規定する海外金融先物市場において行われる同条第四項に規定する金融先物取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

十五・十六（略）

2（略）

（対内直接投資等の定義）

第二十六条（略）

2 対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社（次号及び第三号において「上場会社等」という。）の株式の取得を除く。）

二 七（略）

（資本取引の報告）

第五十五条の三（略）

2 銀行等、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条

第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第二十一条に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

3
7（略）

第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

3
7（略）